(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市 が行う登別市重度障害者及び障害児日常生活用具給付等事業(以下「給付等事業」 という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 給付等事業の実施主体は、登別市とする。

(用具の種目及び給付等の対象者等)

- 第3条 給付等事業の対象となる用具の種目、対象者の障害の等級及びその程度、用 具の性能及び耐用年数は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、介護保険法(平 成9年法律第123号)による、給付等を受けられる場合を除く。
- 2 既に給付等を受けている用具については、給付等を受けた日から起算して別表 1 耐用年数欄に掲げる期間を経過していない場合は、同一の種目の用具の新たな給付等を受けることができない。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能又は障害程度の変化等の理由により、用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。(申請)
- 第4条 用具の給付等を受けようとする者(給付等の対象者を現に扶養し、若しくは 監護している者を含む。以下「申請者等」という。)は日常生活用具給付等申請書 (別記様式第1号)により、登別市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。) に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請があったときは、用具の給付等の要否決定を行うため、当該申請に係る調査等を行い、日常生活用具給付等台帳(別記様式第2号)を作成する ものとする。

(給付等の要否決定)

- 第5条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果に基づき、用具の給付等の要否決定 を行うものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の要否決定を行ったときは、当該申請者等に対し、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第3号。以下「給付決定通知書」)又は日常生活用具給付等却下決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の規定により給付等を決定したときは、日常生活用具給付券(別記様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者等に交付するものとする。

(用具の給付等)

- 第6条 前条第1項の規定により用具の給付等の決定等を受けた者(以下「給付等決定者」という。)は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。) に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。
- 2 福祉事務所長は、点字図書の給付を行うに当っては、この要綱に定めるほか、別 紙1の登別市点字図書給付実施要領に定めるところによる。
- 3 福祉事務所長は、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)の給付に当っては、この要綱に定めるほか、別紙2の登別市住宅 改修費給付実施要領に定めるところによる。

(給付等の取消し)

- 第7条 福祉事務所長は、給付等決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5条の規定による給付等の決定を取り消すことができる。
 - (1) 給付等事業の対象者でなくなったとき。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により給付等の決定を受けたとき。
 - (3) その他福祉事務所長が給付を不適当と認めたとき。

(費用の負担)

- 第8条 給付等決定者は、その負担能力に応じて、当該用具の給付等に要する費用の 一部を業者に直接支払わなければならない。
- 2 前項の規定により支払うべき額(以下「自己負担額」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給の例による。

(費用の支払い)

- 第9条 業者は、給付等決定者の委任を受け、給付等決定者に用具を納付したときは、 給付券を添付して、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決 定者が業者に支払った額を控除した額を福祉事務所長に請求するものとする。
- 2 自己負担額は、別表2に定める額の範囲内において福祉事務所長が定める額とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換 し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第11条 福祉事務所長は、給付等決定者が第7条の規定により給付等を取り消され、 又は給付等決定者が前項の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の 全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

- 第12条 福祉事務所長は、申請者等の申請の手続の利便を考慮し、給付等事業の対象となる用具のうち排泄管理支援用具については、次の方法により給付券を交付することができる。
 - (1) 1回の申請で、暦歴を単位として、2月ごとに給付券1枚、1暦年当たり最高 3枚を交付すること。
 - (2) 別表2の基準額(月額)の範囲内で1月に必要とする排泄管理用具に相当する額の2倍(2月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
 - (3)給付券は、申請1回につき3枚(6月分)まで一括交付できること。
 - (4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当 する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第13条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付等台帳(別記様式第2号)を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則(平成18年告示第177号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 (施行前の準備)
- 2 第4条から第6条までの規定による給付決定の手続その他この告示を施行する ために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則(平成21年告示第62号)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第50号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第160号)

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第128号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別紙1

登別市点字図書給付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登別市重度障害者及び障害児日常生活用具給付等事業(以下「給付等事業」という。)の対象となる用具のうち点字図書の給付等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 視覚障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項 の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。
 - (2) 点字図書 月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。
 - (3) 点字出版施設 点字図書給付対象出版施設をいう。

(対象者)

第3条 点字図書給付の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に居住地を有するもので、情報の入手を点字によっている視覚障害者とする。

(給付の限度)

第4条 点字図書の給付は、対象者1人につき、6タイトル又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(申請等)

- 第5条 点字図書の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付等申請書(別記様式第1号)に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書を添えて登別市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ適 当と認めるときは、日常生活用具給付等台帳(別記様式第2号)に所定の事項を記 載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

- 第6条 証明書の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。 (自己負担金の額)
- 第7条 前条の自己負担金の額は、点字に翻訳する対象となった一般図書の購入価格

相当額とする。

(費用の請求)

第8条 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担金の額を控除した額を福祉事務所長に請求するものとする。

(返還)

第9条 福祉事務所長は、受給者が、偽り、その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

登别市住宅改修費給付実施要領

(目的)

第1条 この要領は、登別市重度障害者及び障害児日常生活用具給付等事業(以下「給付等事業」という。)の対象となる用具のうち居宅生活動作補助用具の購入費及び改修費(以下「住宅改修費」という。)の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 住宅改修費の給付対象者は、下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者又は学齢 児以上の身体障害児(以下「障害者等」という。)であって、障害程度等級3級以 上の者とする。ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者とす る。

(住宅改修費の範囲)

- 第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用 具の購入費及び改修工事費とする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (住宅改修費の給付要件)
- 第4条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの (借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状況、住宅の状況 等を勘案して登別市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)が必要と認め る場合に給付するものとする。
- 2 住宅改修費の給付は、居住住宅の改修につき原則1回とする。 (申請等)
- 第5条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日常 生活用具給付等申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付して、福祉事務所長に 申請しなければならない。

- (1)住宅改修が必要な理由書 障害者等の身体状況及び介護の状況並びに住宅改修 における効果等を記入したもの
- (2) 改修見取図 住宅改修箇所等に係る図面
- (3) 写真 住宅改修箇所等の施工前写真
- (4) 工事見積書 住宅改修に係る経費の見積書
- (5) その他必要書類
- 2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、必要な調査等を行い、住 宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

- 第6条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果により住宅改修費の給付を決定した ときには、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第3号)により、住宅改修費の 給付を却下したときは、日常生活用具給付等却下決定通知書(別記様式第4号)に より、それぞれ通知しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、日常生活用具給付券(別記様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第7条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、住宅改修業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して 住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の請求)

第8条 業者は、給付決定者に住宅改修費を支給したときは、給付決定者自らが請求する場合を除き、給付決定者の委任を受け、当該給付決定者が交付を受けた給付券(別記様式第5号)に住宅改修箇所等の完成写真を添付して、当該給付とうに要した費用から給付等決定者が業者に支払った額を控除した額を福祉事務所長に請求するものとする。

(返還)

第9条 福祉事務所長は、受給者が、偽りその他不正な手段により住宅改修費の給付を受けたときは、住宅改修費として給付した費用の全部又は一部を返還させることができる。

別表 1 重度障害者及び障害児日常生活用具種目一覧

種目	でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		耐用年数
	又は障害児。ただし、障害	覚又は認識でき、かつDAI	
	児については、原則学齢(小		
	 学校就学年齢 以上の児童	該方式により記録された図書	
	とする。	の再生が可能な製品であっ	
		 て、視覚障害者又は障害児が	
		 容易に使用し得るもの	
		又は、	
		 ②音声等により操作ボタンが知	
		覚又は認識でき、かつDAI	
		SY方式により記録された図	
		書の再生が可能な製品であっ	
		て、障害者又は障害児が容易	
		に使用し得るもの	
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得る	10年
	なお、音声時計は、手指の	もの	
	触覚に障害がある等のた		
	め、触読式時計の使用が困		
	難な者を対象とする。		
点字タイプライ	視覚障害2級以上のもの	視覚障害者又は障害児が容易に	5年
ター	で、原則として就学し、又	使用し得るもの	
	は就労している、若しくは		
	就労が見込まれる障害者又		
	は障害児		
盲人用体温計	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者又は障害児が容易に	5年
(音声式)	又は障害児。ただし、障害	使用し得るもの	
	者については、単身世帯及		
	びこれに準ずる世帯に属す		
	る者に限るものとし、障害		
	児については、原則学齢(小		

電磁調理器		 学校就学年齢)以上の児童		
電磁調理器 ①視覚障害2級以上の障害 者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害 者更生相談所において知 的障害者又は障害児と判 定され障害の程度が重度 以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害者用拡 規覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障 害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 信人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 上でいる視覚障害者 根党障害名級以上の障害者 長でにより作成された図書 上でいる視覚障害者 長でにより作成された図書 上でいる視覚障害者 様 提覧障害と級以上の障害者 長が時間延長信 長が時間延長信 規党障害と級以上の障害者 長が時間延長信 長が時事と 長が時間がある。 長がである。 まがである。 長がである。 まがしい。 まがである。 まがした。 まがし、 まがである。 まがした。 まがした。 まがした。 まがした。 まがした。 まがした。 まがし、 まがである。 まがし、 まがし、 まがである。 まがし、 まがである。 まがし、 まがである。 まがし、 まがし、 まがである。 まがし、				
者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害 者更生相談所において知的障害者では障害の程度が重度以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者又は精神科医により精神障害者と判定された者で18歳以上の者 視覚に障害を有するもので表した。であって、本装置により文字等を読むことが可能な障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 盲人用体重計 規覚障害を報以上の障害者に対していた。では、原則学齢の上に受ける。をモニターに映し出せるもの見重とする。 富人用体重計 規覚障害を殺以上の障害者関党障害者が容易に使用し得る「多年もの」に準ずる世帯」になっている視覚障害者又は障害別とないる視覚障害者又は障害別とないる視覚障害者又は障害別とないる視覚障害者とないる視覚障害者又は障害別とないては、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを見については、原則学齢の大きを対しては関助といる視覚障害者とは関連を表している視覚障害者とは障害者とは障害者とは険害者とは険害のないないによりないないに対している現実を表している場合に対している現実を表している現実を表している現実を表している現実を表している現実を表している現実を表している現実を表しているものでは、原則学齢の大きなが、またし、原害を表している。	電磁車用 型			6年
これに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害 者更生相談所において知 的障害者又は障害児と判 定され障害の程度が重度 以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 盲人用体重計 (自人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害者又は障害者又は障害者と制定とよりでは、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 積覚障害と親以上の障害者によっている視覚障害者と対した。 は字により作成された図書 まっている視覚障害者又は障害児。ただし、障害 場別については、原則学齢(小学校東等を表示とは) は字により作成された図書 したっている視覚障害者又は障害児の大きな点字により作成された図書 と行時間延長信視覚障害と級以上の障害者によっている視覚障害者又は障害児の大きな点字により作成された図書 と行時間延長信視覚障害と成し、障害を使用し得るもの 現覚障害者又は障害児のただし、障害を使用し得るもの 現覚障害児のたては、原則学齢(小学校東等年齢)以上の児童	电似则归名			0 +
②児童相談所又は知的障害 者更生相談所において知的障害者又は障害児と判定され障害の程度が重度以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者又は精神科医により精神障害者と判定された者で 18歳以上の者 (製造障害者用拡視党に障害を有するもので画像入力装置を読みたいもの大意書器 あって、本装置により文字等を読むことが可能な障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 「自人用体重計 規覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)は、「自人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)まに、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害児。ただし、障害児を行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児。ただし、障害規制、型送信又は障害児。ただし、障害機用・型送信又は障害児。ただし、障害機用・型送信又は障害児。ただし、障害機用・型送信又は障害児。ただし、障害機用・型送信又は障害児。ただし、障害機用・型送信又は障害児。ただし、障害機用・型送信と関党であるもの児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童			し付るもり	
者更生相談所において知 的障害者又は障害児と判 定され障害の程度が重度 以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障 害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 (盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信 視覚障害2級以上の障害者 (宣人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字により作成された図書 よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信 視覚障害2級以上の障害者 人については、原則学齢 (原理をする。 根覚障害者が容易に使用し得る もの に準ずる世帯) 点字により作成された図書 よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信 視覚障害者又は障害児が容易に 使用し得るもの 使用し得るもの 使用し得るもの 使用し得るもの				
的障害者又は障害児と判定され障害の程度が重度以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者又は精神科医により精神障害者と判定された者で18歳以上の者 視覚障害者用拡視覚に障害を有するものであって、本装置により文字等を読むことが可能な障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 「自人用体重計 視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害児を持ている視覚障害者というでは、原則学齢にからである。 「表字図書」をでいる視覚障害者というでは、原則学的では、原則学的では、産業があり、は、一般では、原則学的では、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則学のでは、原則では、原則では、原則では、原則では、原則では、原則では、原則では、原則				
定され障害の程度が重度 以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害者用拡視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 信人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に点字により作成された図書よっている視覚障害者又は障害者以に連ずる世帯) 点字図書 また、情報の入手を点字に点字により作成された図書よっている視覚障害者又は障害者又は障害児。ただし、障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児が容易に提見である。 現覚障害者としている視覚障害者としている。 は完定より作成された図書したでしている視覚障害者とは障害児が容易に関党障害と級以上の障害者といる。 現覚障害者とは障害児が容易に関党である。 現覚障害者といる。 は完定より作成された図書したでは、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童				
以上の者 ③精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害者用拡 視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者又は障害者又は障害児が容易に を行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 規覚障害者又は障害児が容易に を行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 と対しては、原則学齢 といては、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童				
②精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害者用拡 視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障 害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者又は障害人 ただし、障害 といている視覚障害者又は障害人 を行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 人といては、原則学齢(小学校就学年齢)以上の に準ずと世帯) はたいては、原則学齢(小学校就学年齢)以上の関重者 といている視覚障害者のとしては、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童				
又は精神科医により精神 障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害者用拡視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障害児のいては、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 信人のみの世帯及びこれに進ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害児を まっている視覚障害者又は障害児を を行時間延長信視覚障害2級以上の障害者保護によっている視覚障害者では である。 提供を表している視覚障害者といる。 点字区書を表している視覚障害者のといる。 原生に、情報の入手を点字によっている視覚障害者のといる。 原生に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害児が容易に見たっている視覚障害を とている視覚障害を 提供し得るもの 使用し得るもの 使用し得るもの 機				
障害者と判定された者で 18歳以上の者 視覚障害者用拡視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障 害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 現覚障害者又は障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 見完っている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 現覚障害者又は障害児が容易に 関党障害を高された図書 一 は空については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童				
18歳以上の者 視覚障害者用拡視覚に障害を有するもので あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者又は障害児。ただし、障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児。ただし、障害規 については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童				
根覚障害者用拡 視覚に障害を有するもので 画像入力装置を読みたいもの 大読書器 あって、本装置により文字 等を読むことが可能な障害 商単に拡大された画像(文字等) をモニターに映し出せるもの 害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。				
大読書器 あって、本装置により文字 (印刷物等)の上に置くことで、 等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障 害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害者又は障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 規覚障害者又は障害者又は障害児が容易に 10年 機 児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童		18歳以上の者		
等を読むことが可能な障害 者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者が容易に使用し得る5年(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児が容易に10年 長機用小型送信又は障害児。ただし、障害機用し得るもの児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童	視覚障害者用拡	視覚に障害を有するもので	画像入力装置を読みたいもの	8年
者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者が容易に使用し得る 5年(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字により作成された図書よっている視覚障害者又は障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者視覚障害者又は障害児が容易に見覚障害2級以上の障害者により作成された図書といている視覚障害者とは関連事務を表している視覚障害者というでは、原則学齢の関係については、原則学齢の大学校就学年齢の以上の児童	大読書器	あって、本装置により文字	(印刷物等)の上に置くことで、	
審児については、原則学齢 (小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者が容易に使用し得る 5年 (盲人のみの世帯及びこれ もの に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 児については、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児童		等を読むことが可能な障害	簡単に拡大された画像(文字等)	
(小学校就学年齢)以上の 児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者が容易に使用し得る 5 年 (盲人のみの世帯及びこれ もの に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 ー よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 1 0 年 号機用小型送信又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 塊については、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児童		者又は障害児。ただし、障	をモニターに映し出せるもの	
児童とする。 盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者が容易に使用し得る 5年 (盲人のみの世帯及びこれ もの に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 ー よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信 又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童		害児については、原則学齢		
盲人用体重計 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者が容易に使用し得る 5年 (盲人のみの世帯及びこれ もの に準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信 視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 70年 長機用小型送信 又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童		(小学校就学年齢) 以上の		
(盲人のみの世帯及びこれ ものに準ずる世帯) 点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 しよっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 機 児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童		児童とする。		
に準ずる世帯)	盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得る	5年
点字図書 主に、情報の入手を点字に 点字により作成された図書 よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信 又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童		(盲人のみの世帯及びこれ	もの	
よっている視覚障害者又は 障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 機 児については、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児童		に準ずる世帯)		
障害児 歩行時間延長信視覚障害2級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 機 児については、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児童	点字図書	主に、情報の入手を点字に	点字により作成された図書	
歩行時間延長信 視覚障害 2 級以上の障害者 視覚障害者又は障害児が容易に 10年 号機用小型送信 又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童		 よっている視覚障害者又は		
号機用小型送信 又は障害児。ただし、障害 使用し得るもの 機 児については、原則学齢 (小 学校就学年齢) 以上の児童		 障害児		
機 児については、原則学齢 (小 学校就学年齢) 以上の児童	歩行時間延長信	視覚障害2級以上の障害者 視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者又は障害児が容易に	10年
学校就学年齢)以上の児童	 号機用小型送信	 又は障害児。ただし、障害	使用し得るもの	
学校就学年齢)以上の児童	機	 児については、原則学齢(小		
視覚障害者用活視覚障害2級以上の障害者 文字情報と同一紙面上に記載さ6年	視覚障害者用活		文字情報と同一紙面上に記載さ	6年

1	1	L	
		れた当該文字情報を暗号化した	
置	児については、原則学齢(小	情報を読み取り、音声信号に変	
	学校就学年齢)以上の児童	換して出力する機能を有するも	
	とする。	ので、視覚障害者又は障害児が	
		容易に使用し得るもの	
点字ディスプレ	視覚障害及び聴覚障害の重	文字等のコンピューターの画面	6年
1	度重複障害者(原則視覚障	情報を点字等により示すことの	
	害2級以上かつ聴覚障害2	できるもの	
	級以上の者)であって、必		
	要と認められる者		
障害者用パーソ	 視覚障害又は上肢障害(文	視覚障害者又は障害児用ワープ	5年
ナルコンピュー	字を書くことが困難)を有	ロアプリケーションソフト及び	
ター周辺機器及	する障害者又は障害児。た	 画面拡大ソフト並びに画面音声	
びアプリケーシ	だし、障害児については、	化ソフト、その他のソフトで視	
ョンソフト	 原則学齢 (小学校就学年齢)	 覚障害者又は障害児がパーソナ	
	以上の児童とする。	ルコンピューター使用にあたり	
		必要と認めるソフト又はインテ	
		リキー及びジョイスティック、	
		 その他の周辺機器で上肢障害者	
		 又は障害児がパーソナルコンピ	
		ューター使用にあたり必要と認	
		 める機器	
視覚障害者用地	視覚障害2級以上の障害者	テレビ音声の受信が可能なも	6年
	又は障害児。ただし、障害		
	児については、原則学齢(小		
	学校就学年齢)以上の児童		
	とする。		
聴覚障害者用诵			5年
信装置		き、音声の代わりに、文字等に	, , <u> </u>
		より通信が可能な機器であり、	
		障害者又は障害児が容易に使用	
	て必要と認められる障害者		
	又は障害児		
	アンストサロノロ		

 聴覚障害者用屋	 聴覚障2級以上の障害者	 音、音声等を視覚、触覚等によ	10年
内信号装置	(聴覚障害者のみの世帯及	り知覚できるもの	
	びこれに準ずる世帯で日常		
	生活上必要と認められる世		
	 帯)		
聴覚障害者用情	聴覚障害者又は障害児であ	字幕及び手話通訳付きの聴覚障	6年
報受信装置	って、本装置によりテレビ	 害者又は障害児用番組並びにテ	
	の視聴が可能となる者	レビ番組に字幕及び手話通訳の	
		映像を合成したものを画面に出	
		力する機能を有し、かつ、災害	
		時の聴覚障害者又は障害児向け	
		緊急信号を受信するもので、聴	
		覚障害児者又は障害児が容易に	
		使用し得るもの	
便器	①下肢又は体幹機能障害2	障害者、障害児、難病患者等が	8年
	級以上の障害者又は障害	容易に使用し得るもの(手すり	
	児。ただし、障害児につ	付き又はつけることができるも	
	いては、原則学齢(小学	の)。ただし、取替えに当たり	
	校就学年齢) 以上の児童	住宅改修を伴うものを除く。	
	とする。		
	②難病患者等(常時介護を		
	要する者)		
特殊便器	①上肢障害2級以上の障害	足踏みペダルにて温水温風を出	8年
	者又は障害児	し得るもの及び知的障害者、障	
	②児童相談所又は知的障害	害児、難病患者等を介護してい	
	者更生相談所において知	る者が容易に使用し得るもので	
	的障害者又は障害児とし	温水温風を出し得るもの。ただ	
	て判定された者であっ	し、取替えに当たり住宅改修を	
	て、障害の程度が最重度	伴うものを除く。	
	であり訓練を行っても自		
	ら排便後の処理が困難な		
	もの。ただし、①及び②		
	の障害児については、原		

則学齢 (小学校就学年齢) 以上の児童とする。 ③難病患者等 (上肢機能に 障害がある者) 特殊マット ①下肢又は体幹機能障害 2 褥瘡の防止又は失禁等による汚 5年	年
③難病患者等(上肢機能に 障害がある者)	年
障害がある者)	
	
特殊マット ①下肢又は体幹機能障害2 褥瘡の防止又は失禁等による汚 5年	年
	'
級以上の障害者又は障害 染又は損耗を防止できる機能を	
見 有するもの又はマット(寝具)	
②児童相談所又は知的障害 にビニール等の加工をしたもの	
者更生相談所において知	
的障害者又は障害児とし	
て判定された者であっ	
て、障害の程度が重度以	
上の知的障害者又は障害	
児	
③難病患者等(寝たきりの	
状態にある者)	
ただし、①及び②の障害児	
については、原則3歳以上	
の児童とする。	
特殊尿器 ①下肢又は体幹機能障害2 尿が自動的に吸引されるもの 5年	年
級以上の障害者又は障害 で、障害者、障害児、難病患者	
児。ただし、障害児につ 等、介護者が容易に使用し得る	
いては、原則学齢(小学 もの	
校就学年齢)以上の児童	
とする。	
②難病患者等(自力で排尿	
できない者)	
特殊寝台 ①下肢又は体幹機能障害 2 腕、脚等の訓練のできる器具を 8 年	年
級以上の障害者又は障害 付帯し、原則として使用者の頭	
児。ただし、障害児につ 部及び脚部の傾斜、角度を個別	
いては、原則学齢(小学 に調整できる機能を有するもの	
校就学年齢)以上の児童	
とする。	

1		I	
	②難病患者等(寝たきりの		
	状態にある者) 		
訓練用ベッド	難病患者等(下肢又は体幹	腕又は脚の訓練ができる器具を	8年
	機能に障害のある者)	備えたもの	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級	原則として附属のテーブルをつ	5年
	以上の障害を有するもの	けるものとする。	
	で、原則3歳以上の障害児		
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級	障害者又は障害児を担架に乗せ	5年
	以上の障害を有するもの	たままリフト装置により入浴さ	
	で、入浴に当たって家族等	せるもの	
	他人の介助を要する障害者		
	又は障害児。ただし、障害		
	児については、原則3歳以		
	上の児童とする。		
体位変換器	①下肢又は体幹機能障害2	介護者が障害者、障害児、難病	5年
	級以上の障害を有する者	 患者等の体位を変換させるのに	
	で、下着交換等に当たっ	 容易に使用し得るもの	
	て、家族等他人の介助を		
	要する障害者又は障害		
	児。ただし、障害児につ		
	いては、原則学齢(小学		
	 校就学年齢)以上の児童		
	とする。		
	②難病患者等(寝たきりの		
	 状態にある者)		
携带用会話補助	音声機能若しくは言語機能	携帯式で、ことばを音声又は文	5年
装置	 に障害を有するもの又は肢	 書に変換する機能を有し、障害	
	 体不自由者若しくは肢体不	 者又は障害児が容易に使用し得	
	自由児であって、発声、発	るもの	
	 語に著しい障害を有する障		
	害者又は障害児。ただし、		
	障害児については、原則学		
	齢(小学校就学年齢)以上		
			<u> </u>

	の児童とする。		
入浴補助用具	①下肢又は体幹機能に障害	入浴時の移動、座位の保持、浴	8年
	を有するもので、入浴に	槽への入水等を補助でき、障害	
	当たって家族等他人の介	者、障害児、難病患者等、介助	
	助を要する障害者又は障	者が容易に使用し得るもの。た	
	害児。ただし、障害児に	だし、設置に当たり住宅改修を	
	ついては、原則3歳以上	伴うものを除く。	
	の児童とする。		
	②難病患者等(入浴に介助		
	を要する者)		
移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害2	介護者が重度身体障害者、障害	4年
	級以上の障害者又は障害	児、難病患者等を移動させるに	
	児。ただし、障害児につ	当たって、容易に使用し得るも	
	いては、原則3歳以上の	の。ただし、天井走行型その他	
	児童とする。	住宅改修を伴うものを除く。	
	②難病患者等(下肢又は体		
	幹機能に障害のある者)		
歩行支援用具	①平衡機能又は下肢若しく	概ね次のような性能を有する手	8年
	は体幹機能に障害を有す	すり、スロープ等であること。	
	る <u>者</u> で、家庭内の移動に	ただし、設置に当たり住宅改修	
	おいて介助を必要とする	を伴うものを除く。	
	障害者又は障害児。ただ	ア 障害者、障害児、難病患者	
	し、障害児については、	等の身体機能の状態を十分に	
	原則3歳以上の児童とす	踏まえたものであって、必要	
	る。	な強度と安全性を有するもの	
	②難病患者等(下肢が不自	イ 転倒防止、立ち上がり動作	
	由な者)	の補助、移動動作の補助、段	
		差解消等の用具とする。	
居宅生活動作補	①下肢若しくは体幹機能障	障害者、障害児、難病患者等の	_
助用具	害又は乳幼児以前の非進	移動等を円滑にする用具で、設	
	行性の脳病変による運動	置に小規模な住宅改修を伴うも	
	機能障害(移動機能障害	Ø	
	に限る。)を有する障害		

上で自己連続携行式腹膜 灌流法 (CAPD) によ る透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付 を受けた児童であって、 当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限 る。) の程度が3級以上 で、原則3歳以上の者 *** *** *** *** *** ** ** ** ** ** **	1	1	 	
は、上肢障害2級)以上 の障害者又は障害児。た だし、障害児については、 原則学齢(小学校就学年 齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(下肢又は体 幹機能に障害のある者) 変 上で自己連続携行式腹膜 灌流法(CAPD)によ る透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付 を受けた児童であって、 当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限 る。)の程度が3級以上 で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 東法を行う者 ネブライザー ②呼吸器機能障害3級以上 環書者、障害児、難病患者等、5年 又は同程度の障害を有す るものであって、必要よ 認められる障害者又は障害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		程度等級3級(特殊便器		
の障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。②難病患者等(下肢又は体幹機能に障害のある者) 一度が表がか温器 フ じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上の者際法を行う者 ② 前の程度が3級以上で、原則3歳以上の者を発素に使用し得るものない。 「原則3歳以上の者を発素に使用し得るものない。」 「原則3歳以上の者を発素に使用し得るものない。」 「原則3歳以上の者を発素に使用し得るものない。」 「原則3歳以上で、原則3歳以上で、原則3歳以上で、原則3歳以上の者を発表に使用し得るものない。」 「原則3歳以上の者を表し、難病患者等、方生と記められる障害を有するものであって、必要と認められる障害者である。」 「別が表が変易に使用し得るものない。」 「ないてば、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ② 難病患者等(呼吸機能障害のある者)		への取替えをする場合		
だし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ② 難病患者等(下肢又は体幹機能に障害のある者) 透析液加温器 ア じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上の者 医療保険における在宅酸素障害者が容易に使用し得るものないであって、必要と認められる障害者であって、必要と認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ② 難病患者等(呼吸機能障害のある者)		は、上肢障害2級)以上		
原則学齢 (小学校就学年 齢) 以上の児童とする。 ②難病患者等 (下肢又は体		の障害者又は障害児。た		
節)以上の児童とする。 ②難病患者等(下肢又は体幹機能に障害のある者) 方 で じん臓機能障害 3 級以 透析液を加温し、一定温度を保 5 年		だし、障害児については、		
②難病患者等(下肢又は体 幹機能に障害のある者) 一度 では 一定 では では 一定 では では では 一定 では 一定 では 一定 では		原則学齢(小学校就学年		
静機能に障害のある者) 透析液を加温し、一定温度を保 5年 1 を		齢)以上の児童とする。		
透析液加温器 ア じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上の者 「製業を行う者 を素はを行う者 を表すう者 を表すう者 を対するであって、必要と認められる障害者又は障害を有するものであって、必要と認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		②難病患者等(下肢又は体		
上で自己連続携行式腹膜 灌流法 (CAPD) によ る透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付 を受けた児童であって、 当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限 る。)の程度が3級以上 で、原則3歳以上の者 曖素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 10年 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 障害者、障害児、難病患者等、5年 又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		幹機能に障害のある者)		
灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。) の程度が3級以上で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素障害者が容易に使用し得るものないであって、原理者が容易に使用し得るものないであって、必要と認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)	透析液加温器	ア じん臓機能障害3級以	透析液を加温し、一定温度を保	5年
る透析療法を行う者 イ 身体障害者手帳の交付 を受けた児童であって、 当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限 る。)の程度が3級以上 で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 10年 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 定まる。であって、必要と認められる障害者です。 るものであって、必要と認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		上で自己連続携行式腹膜	つもの	
イ 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、 当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素障害者が容易に使用し得るもの 車療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上障害者、障害児、難病患者等、 又は同程度の障害を有するものであって、必要と認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		灌流法(CAPD)によ		
を受けた児童であって、 当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限 る。)の程度が3級以上 で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 10年 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 障害者、障害児、難病患者等、 又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)		る透析療法を行う者		
当該手帳に身体上の障害 (じん臓機能障害に限 る。)の程度が3級以上 で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 10年 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		イ 身体障害者手帳の交付		
(じん臓機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上の者 「酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素障害者が容易に使用し得るもの 10年 療法を行う者 「なずり で		を受けた児童であって、		
る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 1 0年 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 障害者、障害児、難病患者等、 7 決護者が容易に使用し得るもの るものであって、必要と 認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		当該手帳に身体上の障害		
で、原則3歳以上の者 酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 10年 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 障害者、障害児、難病患者等、 5年 又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)		(じん臓機能障害に限		
酸素ボンベ運搬医療保険における在宅酸素 障害者が容易に使用し得るもの 1 0 年 療法を行う者		る。)の程度が3級以上		
車 療法を行う者 ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 障害者、障害児、難病患者等、 又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)		で、原則3歳以上の者		
ネブライザー ①呼吸器機能障害3級以上 障害者、障害児、難病患者等、 又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障害のある者)	酸素ボンベ運搬	医療保険における在宅酸素	障害者が容易に使用し得るもの	10年
又は同程度の障害を有す るものであって、必要と 認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)	車	療法を行う者		
るものであって、必要と 認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)	ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上	障害者、障害児、難病患者等、	5年
認められる障害者又は障 害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)		又は同程度の障害を有す	介護者が容易に使用し得るもの	
害児。ただし、障害児に ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)		るものであって、必要と		
ついては、原則学齢(小 学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)		認められる障害者又は障		
学校就学年齢)以上の児 童とする。 ②難病患者等 (呼吸機能障 害のある者)		害児。ただし、障害児に		
童とする。 ②難病患者等(呼吸機能障 害のある者)		ついては、原則学齢(小		
②難病患者等 (呼吸機能障 害のある者)		学校就学年齢)以上の児		
害のある者)		童とする。		
		②難病患者等(呼吸機能障		
電気式たん吸引上記に同じ。 上記に同じ 5年		害のある者)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	電気式たん吸引	上記に同じ。	上記に同じ	5年
器	器			

 頭部保護帽	①児童相談所又は知的障害	l 転倒の衝撃から頭部を保護でき	3 年
2011 NV 105 11日	者更生相談所において知		0 —
	的障害者又は障害児とし		
	て判定され、かつ、障害		
	の程度が重度又は最重度		
	であるもの若しくは、精		
	神保健福祉手帳所持者又		
	は精神科医により精神障		
	害者と判定された者で、		
	てんかんの発生等により		
	頻繁に転倒する者		
	②平衡機能又は下肢若しく		
	は体幹機能に障害を有す		
	るもの		
歩行補助杖	平衡機能又は下肢若しくは	障害者又は障害児が容易に使用	3年
(一本杖)	体幹機能に障害を有するも	し得るもの	
	ので、移動において杖を必		
	要とする障害者又は障害		
	児。ただし、障害児につい		
	ては、原則3歳以上の児童		
	とする。		
点字器	主に、情報の入手を点字に	点筆を含み、点字を容易に作成	標準型 7
	よっている視覚障害者又は	できるもの	年
	障害児		携帯用 5
			年
人工喉頭	音声機能又は言語機能に障	音源を口腔内に導き構音化する	笛式4年
	害を有するものであって、	もの	電動式5
	発声、発語に著しい障害を		年
	ー 有する障害者又は障害児。		
	ー ただし、障害児については、		
	 原則3歳以上の児童とす		
	る 。		
収尿器		採尿器(袋)や蓄尿袋等で、尿	1年

I		の治法は正法異などにより	
	害者又は障害児	の逆流防止装置などにより、排便が窓見にならしぬるよう機能	
		便が容易にならしめるよう機能	
		を有すること。	
		ただし、簡易型の採尿袋は20	
		枚を1組とする。	
ストマ用装具		ストマ用蓄便袋、ストマ用蓄尿	
		袋又はストマ用装具を装着がで	
		きない場合は紙おむつ、サラシ、	
		ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具を給	
	くは排便の意思表示が困難	付するものとする。	
	な障害者若しくは障害児		
	ただし、障害児については、		
	原則3歳以上の児童とす		
	る。		
火災警報器	火災発生の感知及び避難が	室内の火災を煙又は熱により感	8年
	著しく困難な障害者又は障	知し、音又は光を発し、屋外に	
	害児のみの世帯及びこれに	も警報ブザーで知らせ得るもの	
	準ずる世帯に属するもので		
	あって、かつ、次の①から		
	③までのいずれかに該当す		
	るもの		
	①障害等級2級以上の障害		
	者又は障害児		
	②知的障害者更生相談所に ②知的障害者更生相談所に		
	おいて知的障害者又は障		
	害児と判定され、障害の		
	程度が重度以上の障害者		
	 又は障害児		
	3精神保健福祉手帳所持者		
	又は精神科医により精神		
	障害者と判定された者		
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接	8年
H +24 11 47 V HH		性で自動的に消火液を噴射し、	
	日レ、四無は 年百日、 早百		

1]	I
児、難病患者等のみの世帯	初期火災を消火し得るもの	
及びこれに準ずる世帯に属		
する者であって、かつ、次		
の①から④までのいずれか		
に該当するもの		
①障害等級2級以上の障害		
者又は障害児		
②知的障害者更生相談所に		
おいて知的障害者又は障		
害児と判断され、障害の		
程度が重度以上の障害者		
又は障害児		
③精神保健福祉手帳所持者		
又は精神科医により精神		
障害者と判定された者		
④難病患者等		
聴覚又は音声若しくは言語	障害者が容易に使用し得るもの	5年
機能に障害を有する障害程		
度等級3級以上の障害を有		
するものであって、コミュ		
ニケーション、緊急連絡等		
の手段として必要と認めら		
れる障害者のみの世帯又は		
これに準ずる世帯		
難病患者等(人工呼吸器の	呼吸状態を継続的にモニタリン	5年
 装着が必要な者)	グすることが可能な機能を有	
	し、難病患者等が容易に使用し	
	得るもの	
	及すのにでする。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	する者であって、かつ、次 の①から④までのいずれかに該当するもの ①障害等級2級以上の障害 者又は障害児 ②知的障害者更生相談所に おいて知的障害者 足と判断され、障害の 程度が重度以上の障害者 又は障害児 ③精神保健福祉手帳所持者 又は精神科医により精神 障害者と判定された者 ④難病患者等 聴覚又は音声若しくは言語 機能に障害を有する障害程 度等級3級以上の障害を有 するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる障害者のみの世帯又は これに準ずる世帯 難病患者等(人工呼吸器の 装着が必要な者) 呼吸状態を継続的にモニタリン グすることが可能な機能を有 し、難病患者等が容易に使用し

別表2

基準額

種目		基準額(単位:円)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	89, 800
	再生専用機	36, 750
盲人用時計	触読時計	10, 300
	音声時計	13, 300
点字タイプライター		63, 100
盲人用体温計 (音声式)		9,000
視覚障害者用拡大読書器		198,000
盲人用体重計		18,000
点字図書		
步行時間延長信号機用小型送信機		7,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置		115,000
点字ディスプレイ		383, 500
障害者用パーソナルコンピューター	周辺機器及びアプリ	100,000
ケーションソフト		
視覚障害者用地上デジタル対応ラジ	オ	29,000
聴覚障害者用通信装置		71,000
聴覚障害者用屋内信号装置		87,400
聴覚障害者用情報受信装置		88, 900
便器		4, 450
		5, 400
		(手すり付)
特殊便器		151, 200
特殊マット		19,600
特殊尿器		67,000
特殊寝台		154,000
訓練用ベッド		159, 200
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		157, 500
訓練いす		33, 100
入浴担架		82, 400

		1.5.000
体位変換器		15,000
携帯用会話補助装置		98,800
入浴補助用具		90,000
移動用リフト	159,000	
歩行支援用具	60,000	
居宅生活動作補助用具	200,000	
透析液加温器	51, 500	
酸素ボンベ運搬車	17,000	
ネプライザー	36,000	
電気式たん吸引器	56,400	
頭部保護帽	36,750	
歩行補助杖(一本杖)	4, 500	
点字器	10,400	
人口喉頭	70,100	
収尿器		8, 500
ストマ用装具	蓄便袋(1月)	8,600
	蓄尿袋又は紙オムツ等	12,000
	(1月)	
	蓄便と蓄尿袋(1月)	18,000
	洗腸装具	24,000
火災警報器		15, 500
自動消火器		28,700
電磁調理器		41,000
ファックス		7, 700

日常生活用具給付等申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者

住 所 登別市 町 丁目 番地 (電話番号)

氏 名

(対象者との続柄)

下記により、日常生活用具の給付を申請します。

	氏	名			男・女	生年月	日		年	月	日生			
対象者	住	所	登別市	町	丁目	番	号							
	手帳	番号	北海道	第	号				年	月	日交付			
	障害	名							障害等	※級				
給付	を受けん	る用具	具名											
希望	する業績	者												
該当	する所行	得区分	}	生活保護・低所得1・低所得2・一般・一定所得以上										
				□ 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世										
			ī	帯ではなく、申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを										
			ŀ	申請します。										
世帯領	範囲の	特例に	_											
関す	る認定		1	1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を										
			4	扶養控除の対象としていない。										
			2	2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子										
			1	共等の被担	失養者とな	よってい	ない	0						
生活作	保護への	の移行	Ī											
予防措置に関する □ 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望し											望します			
認定														
備考														

(注意) 1 この申請書には、対象者又はこれを扶養する者の前年分所得税又は、前年度分市民税の課税額を証明する資料を添付すること。

上記申請書提出のため、私の世帯の 年度市民税課税台帳及び資料を閲覧することに同意します。

申請者(世帯主)名

別記様式第2号(第4条・第13条・別紙1関係)

日常生活用具給付等台帳

受理番号	申請 年月	氏名 住所	用具名	給付年 月日	給付番号	給付額	自己負担額	公費給 付額	支払 年月日	備考

年 月 日

日常生活用具給付決定通知書

様

登別市福祉事務所長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住		所													
	フ	リカ	i ナ													
	氏		名													
	生生	年月	田	年	Ξ.	月	日	性是	引			電話				
給	付	番	号					給	付	決	Į	邑 日	年	J	Ħ	日
用	具		名													
納	名		称													
者入業	所	在	地													
業	電		話													
価			格													円
利用	者負	1担	額													円
公事	費 負	担	額													円

注意事項

- 1 用具は、対象者又はその扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接事業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。
- 2 用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し たりすることは、固く禁じられています。
- 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、登別市長を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過することの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

登別市

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 電話

別記様式第4号(第5条・別紙2関係)

日常生活用具給付等却下決定通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日申請のありました日常生活用具の給付について、次の理由 により却下したので通知します。

記

却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から 起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市

住 所 登別市中央町6丁目11番地

電 話

別記様式第5号(第5条・別紙2関係)

日常生活用具給付券

給	付		番	号					給年	付	券 月	発	行 日	年	月	日
氏				名					生	年	Ē	月	日	年	月	日
住				所												
保	護	者	氏	名							続		柄			
用		具		名												
納	名			称												
入業	所	;	在	地												
者	電			話												
価				格												円
利	用礻	皆負	1 担	額												円
公	費	負	担	額												田
ل	上記0	つと	おりネ	央定"	する。											
		3	年	月	日											
								登別	市福	祉事	務	听長				
業	者	納	入	日	年	Ē	月	日	受		領		額			円
利月	目者:	負担	1受領	頁日	年	Ē	月	田	納	入		業	者			印
用,	具受	領	受 年月	領日	年	月	田	受領	者氏	名		印	7	本人との 関係		

登別市

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 電話